

建設業法施行令の一部を改正する政令案について (概要)

令和7年10月
国土交通省
不動産・建設経済局

1. 背景

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第49号。以下「改正法」という。）附則第1条本文に掲げる規定の施行に伴い、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条第7項の規定に基づき建設業法施行令（昭和31年政令第273号）における所要の改正を行う必要がある。

2. 改正の概要

(1) 国土交通大臣等の勧告の対象となる請負契約に係る建設工事を施工するために通常必要と認められる費用の額の下限について

(第6条の2（建設業法第20条第7項）関係)

改正法により新設された建設業法第20条第7項に基づいて、見積書に記載した材料費等の額について通常必要と認められる額を著しく下回ることとなるような変更をした上で請負契約を締結した場合に国土交通大臣等の勧告の対象となる当該請負契約について、当該請負契約に係る建設工事を施工するために通常必要と認められる費用の額の下限については、500万円（建築一式工事である場合においては1500万円）とすること。

(2) その他

改正法による建設業法の条項の移動に伴う所要の改正（ハネ改正）を行うこと。

3. 今後の予定

公布：令和7年11月上旬（予定）

施行：令和7年12月12日（予定）